

公取近畿だより



令和5年8月号(第149号)

トピックス

- 1 近畿地区の独占禁止法等の運用状況等の公表（令和4年度）
- 2 古谷委員長の来阪
 - ① 東大阪商工会議所の役員の方々等との懇談会
 - ② 関西経済連合会における講演
- 3 大阪商工会議所における藤本事務総長の講演
- 4 独占禁止政策協力委員との懇談会
 - ① 青木委員との懇談会
 - ② 独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見を公表（令和4年度）
- 5 有識者との懇談会
- 6 大学生向け独占禁止法教室

1 近畿地区の独占禁止法等の運用状況等の公表 （令和4年度）

近畿中国四国事務所は、運用しております独占禁止法、下請法及び景品表示法につきまして、令和4年度における近畿地区での事件処理の状況、広報活動等をまとめた資料を公表しました。（報道発表日：令和5年6月22日）

令和4年度の各法律の運用状況の主なポイントは下記のとおりであります。特徴として、それぞれで法的措置を講じた（景品表示法については法的措置に至る調査を行った）ことが挙げられます。

【令和4年度の運用状況の主なポイント】

1. 独占禁止法については、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らによる談合に対し排除措置命令（2件）と課徴金納付命令（課徴金額

合計5682万円)を发出

2. 下請法については、①措置件数が過去最多(1,412件)、②買ったときについて積極的に対処し、令和元年度以降最多の指導件数(180件)及び③廣川株式会社が下請代金を減額(「歩引」等として約1323万円を減額)していたとして同社に勧告
3. 景品表示法については、株式会社あきんどスシローが行ったおとり広告に対し、当事務所が行った調査を基に消費者庁が措置命令を发出

令和5年度におきましても、引き続き、独占禁止法、下請法及び景品表示法の法執行(エンフォースメント)と、広報活動などを通じた競争環境の整備(アドボカシー)を車の両輪として積極的に取り組んで参ります。

2 古谷委員長の来阪

① 東大阪商工会議所の役員の方々等との懇談会



令和5年7月4日、公正取引委員会の古谷委員長が、ヨコタ工業株式会社(於:東大阪市)を訪問し、同社の製造現場における各種の取組について説明を受けるとともに、同社経営陣や東大阪商工会議所の役員の方々と、価格転嫁等経営環境や業界を取り巻く経済、社会状況等について意見交換を行う懇談会を開催しました。

② 関西経済連合会における講演



令和5年7月5日、公正取引委員会の古谷委員長が、関西経済連合会において、「公正取引委員会の競争政策について」をテーマに、適正な価格転嫁のための環境整備やフリーランスに係る取引適正化等について講演を行いました。

3 大阪商工会議所における藤本事務総長の講演



令和5年7月25日、公正取引委員会の藤本事務総長が、大阪商工会議所において、「公正取引委員会の最近の取組」をテーマに、サプライチェーン全体を通じた取引環境の整備や人材・労働市場等について講演を行いました。

4 独占禁止政策協力委員との懇談会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員150名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについてご意見及びご要望を聴取しています。

① 青木委員との懇談会



令和5年6月2日、公正取引委員会の青木委員が、大阪府に所在する独占禁止政策協力委員の方々から、価格転嫁等のテーマに関してご意見及びご要望を伺い意見交換を行う懇談会を開催しました。

② 独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見を公表（令和4年度）

公正取引委員会は、令和4年度に独占禁止政策協力委員から寄せられた主なご意見を公表しました。（報道発表日：令和5年5月24日）

近畿中国四国事務所に寄せられた主なご意見は、次のとおりです。

【公正取引委員会に対する期待について】

- ・ 最近の公正取引委員会は、YouTube、Twitter 等、SNSを利用して分かりやすい情報発信を行おうとしている努力が感じられる。このような広報活動を継続してほしい。

【経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について】

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者との契約は、外部から見えにくいという特徴がある。実態調査などを通じて、どのような契約に、どのような問題があるのか、できるだけ社会に伝わるように公表するよう工夫していただきたい。また、デジタル分野における実態調査の結果を公表した後は、それで終わるのではなく、その後のフォローアップもしっかりと行ってもらいたい。

他のご意見については、下記アドレスからご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230524_kanso_iken.pdf

5 有識者との懇談会

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする同委員会の活動について、経済団体の役職員の方々と懇談会を開催しており、令和5年4月以降、兵庫県中小企業家同友会（4月）、加西商工会議所（6月）等と原近畿中国四国事務所長らが意見交換を行っております。

6 大学生向け独占禁止法教室

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、令和5年4月以降、下記の学校に、原近畿中国四国事務所長を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する同教室を開催しました。



帝塚山大学 (R5. 6. 6)
甲南大学 (R5. 6. 26)
同志社大学 (R5. 7. 19)
立命館大学 (R5. 7. 21)



近畿中国四国事務所の動き（令和5年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和5年1月5日	奈良県北葛城郡河合町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
2	令和5年1月26日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和5年4月18日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
4	令和5年5月30日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
5	令和5年6月19日	甲南大学における「独占禁止法教室」の開催について
6	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等
7	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の下請法の運用状況等について
8	令和5年6月22日	令和4年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について
9	令和5年7月12日	同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について
10	令和5年7月14日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより（第149号）」に掲載の案件

詳しくは、下記アドレスからご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2023/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinkisoumu@jftc.go.jp